

○津山圏域資源循環施設組合支出負担行為手続規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 13 号

(目的)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合予算規則（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合規則第 10 号）の規定に基づき、支出負担行為の手続きについては、法令又は他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 この規則は、津山市支出負担行為手続規則（昭和 50 年津山市規則第 11 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。